

岐阜県公報

目 次

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

一

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 十 月 二 十 四 日

規 則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年岐阜県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「合併認可申請書」を「合併・分割認可申請書」に改める。
別記第十号様式第三面を次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年十月二十四日

(第2面)

申請者 (個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所

法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所

役員 (法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する役員 (申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

(第1面)

別記第二十一号様式第一面を次のように改める。

合併・分割認可申請書		年 月 日
岐阜県知事 様		申請者 名 称 住 所 代表者の氏名 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
合併又は分割の方法及び条件		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		
認可の年月日	年 月 日	
認可番号		
事務処理欄		

(裏面)

相続人

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

法定代理人 (相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所

役員 (法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	

備考

- 欄は、記入しないこと。
- 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

手数料欄

別記第二十七号様式を次のように改める。

第27号様式 (第12条関係)

(表面)
最終処分場終了届出台帳

施設の設置者の住所	
施設の設置者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可 (届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ² 埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
施設の廃止の確認年月日	年 月 日

(裏面)

埋め立てた廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	種 類	量 (m ³)
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項		
最終処分場廃止確認申請書の添付書類に記載された水質検査の結果のうち、施設の廃止の確認年月日に最も近い時点に行われた水質検査の結果		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合については、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙を使用することを妨げない。

平成二十五年十月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社